1 2	北原伸介行政書士事務所審査請求重要事項説明書
3	□ 審査請求に行政書士が関われるには、申請書の一部分でも行政書士が作成している必
4	要がある。
5	□ 審査請求の答申の内容は公表されることになることを理解しているか?
6	□ 審査請求の終了までに、半年~1 年以上の時間がかかる。また、3 年以上の期間がかか
7	る場合がまれに発生する。
8	□ 審査請求の取下げはいつでも可能である。
9	□ 審査請求をしなくても訴訟を提起することができる。
10	□ 審査請求の途中でも、訴訟を提起することができる。
11	□ 訴訟を提起するほうが直截的である場合として、以下の場合が考えられる。
12	ア 行政機関の中で確立された事務の取扱いが成立しているとき
13	イ 法令の条項を違憲だとして、争うとき
14	ウ 多数人の利害が対立して、複雑な審理を厳格に行う必要があるとき。
15	□ 訴訟を行う際のハードルとして以下がある。
16	アー費用
17	ウ 時間
18	エー手続きが難しい。
19	オ 主張しなければ判断されないので、的確に主張する必要がある。
20	
21	審査請求について
22	□ 審査請求は決定があったとことを知った日の翌日から計算して 3 が月を経過したとき
23	はすることができない。決定取消訴訟は、知った日から 6 か月を経過したときはすること
24	ができない。(無効を除く)
25	□ 審査請求の裁決を取消訴訟で争う場合には、不服の理由であった不開示決定の違法を
26	争うことはできず、裁決に至る手続き上の違法を中心に主張することになる。
27	□ 審査請求では、処分庁の意見に対して、反論書、再反論書を提出できる。
28	□ 口頭意見陳述を申立てても、審査機関が必要ないと判断する場合には口頭意見陳述が
29	開催されない場合がある。
30	□ 審査請求の、口頭意見陳述では委員や処分庁に直接意見が言える。また、許可を受けて ************************************
31	質問ができる。
32	なお、処分庁に対する口頭意見陳述と委員会における口頭意見陳述の 2 つができる
33	とされている。
34	□ 口頭意見陳述には、専門的意見を有する補佐人とともに出頭する事もできる。 □ 担出意見の取得、家本誌求では、加公庁から担出された文書を閲覧することを写した。
35	□ 提出意見の取得。審査請求では、処分庁から提出された文書を閲覧することや写しを 送付しておよることができる。
36	送付してもらうことができる。